

「歯科技工士法施工規則の一部を改正する省令の施行について」及び
「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」
の一部訂正について

平成24年10月2日付け改正通知について、以下のとおり一部訂正がありましたのでお知らせします。

「歯科技工士法施工規則の一部を改正する省令の施行について」

第1 歯科技工士法施工規則の一部改正

2 改正内容

(1) 歯科技工指示書の記載事項（施行規則第12条関係）

誤 イ 「歯科医師の住所及び氏名」に代えて、「歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地」を記載することとしたこと。

正 イ 「歯科医師の住所及び氏名」に代えて、「歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地」を記載することとしたこと。

「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」

6. 歯科補てつ物等及び機器の点検・検査

誤 4) 2)に掲げる記録を作成の日から2年間保存すること。

正 4) 3)に掲げる記録を作成の日から2年間保存すること。

なお、この訂正については、このホームページに掲載する通知もあわせて差し替えしていますので念のため申し添えます。